第明三治二十五種郵便物認可

平成２４年（フ）第３０３号
埼玉県本庄市児玉町児玉2519番地５
破産者　児玉米穀企業組合
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０８６号
横浜市磯子区上中里町750番地の１
破産者　有限会社田村新聞舗
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４７号
横浜市南区平楽58番地
破産者　有限会社協栄樹脂
１　決定年月日　平成25年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１７１９号
北海道北広島市希望ヶ丘３丁目３番地47
破産者　荒木　　元
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３２号
札幌市豊平区西岡４条２丁目３番２―307号
破産者　高薄　真也
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
青森市浪岡大字本郷字松元31番地30
破産者　鎌田ふみ子
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２６９号
秋田県山本郡三種町鹿渡字中沢新田35番地６
破産者　加藤　考一
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５号
秋田市八橋イサノ１丁目11番14号プラスハウスⅢ103号、前住所秋田県大仙市協和境字岩坂下77番地15
破産者　進藤　克也
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８６６号
埼玉県上尾市大字原市32番地10
破産者　高橋　　薫
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
埼玉県川口市上青木西５丁目12番25号　信清荘Ｂ―12号
破産者　嶋田　明枝（旧姓小山）
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
埼玉県川口市上青木西１丁目２番３号　青木公園ＴＫマンション202号、旧住所埼玉県川口市西川口１丁目２番７号　登坂ビル101号
破産者　本城江美こと　呉　　在丹
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
神奈川県小田原市栢山375番地の１、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市北ノ窪278番地の17
破産者　和田　　武
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４号
滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺380番地
破産者　山田　泰人
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４７５２号
大阪市生野区新今里４丁目12―３―503号、前住所大阪市浪速区敷津東２丁目３番３号
破産者　丹澤　和彦
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６４７号
兵庫県宝塚市栄町３丁目２番37号　103号、前住所兵庫県宝塚市旭町３丁目10番１―411号
破産者　髙橋　貞治
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７５２号
大阪府豊中市柴原町４丁目１番17―602号
破産者　川口　忠克
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４号
京都府木津川市梅美台３丁目20番地９　ラ・ロシェル202
破産者　ネットサービスこと　安食　歌純
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０３号
静岡県伊東市玖須美元和田726―140　梶野和之方
破産者　松田　雪夫
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１８号
大阪府八尾市幸町６―33―２　吉兆苑、住民票上の住所大阪府八尾市久宝寺１丁目２番50号
破産者　ゴトウ機販こと　後藤　榮治
１　決定年月日　平成25年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部